

連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項

◎ 自己資本の構成に関する開示事項

単位:百万円

項目	2022年度	2023年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	143,512	151,546
うち、出資金及び資本剰余金の額	20,860	20,706
うち、利益剰余金の額	123,204	131,387
うち、外部流出予定額(△)	442	437
うち、上記以外に該当するものの額	△ 110	△ 110
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,743	2,382
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,743	2,382
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	228	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	147,484	153,928
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	346	315
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	346	315
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	346	315
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	147,137	153,613
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,083,004	1,094,668
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 947	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 6,036	△ 4,578
うち、上記以外に該当するものの額	5,088	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	57,930	57,300
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,140,934	1,151,968
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	12.89%	13.33%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項

■定量的な開示事項

- ◎ **その他金融機関等(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額**

(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません。

- ◎ **自己資本の充実度に関する事項**

単位:百万円

	2022年度		2023年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	1,083,004	43,320	1,094,668	43,786
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	1,032,406	41,296	1,045,332	41,813
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	72	2	71	2
我が国の政府関係機関向け	8,361	334	8,207	328
地方三公社向け	177	7	160	6
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	138,569	5,542	127,897	5,115
法人等向け	187,203	7,488	184,395	7,375
中小企業等向け及び個人向け	186,738	7,469	180,785	7,231
抵当権付住宅ローン	19,430	777	16,324	652
不動産取得等事業向け	345,532	13,821	364,078	14,563
三月以上延滞等	1,891	75	1,296	51
取立未済手形	135	5	280	11
信用保証協会等による保証付	25,460	1,018	35,292	1,411
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	55,107	2,204	61,451	2,458
出資等のエクスポージャー	55,107	2,204	61,451	2,458
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	63,725	2,549	65,089	2,603
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	16,439	657	12,678	507
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	11,445	457	15,268	610
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	10,990	439	9,901	396
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	24,849	993	27,240	1,089
②証券化エクスポージャー	1,525	61	1,300	52
証券化	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	1,525	61	1,300	52
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	49,987	1,999	52,610	2,104
ルック・スルー方式	49,987	1,999	52,610	2,104
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,088	203	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 6,036	△ 241	△ 4,578	△ 183
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	32	1	5	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	57,930	2,317	57,751	2,310
ハ.合計(イ+ロ)	1,140,934	45,637	1,152,420	46,096

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項

◎ 信用リスク削減手法に関する事項

- 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー
当開示項目は大阪信用金庫(単体)と同じ数値であり省略しております。(20ページ参照)

◎ 信用リスクに関する事項(リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

- 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
当開示項目は大阪信用金庫(単体)と同じ数値であり省略しております。(21ページ参照)
- 業種別の個別貸倒引当金の残高及び貸出金償却の額等
当開示項目は大阪信用金庫(単体)と同じ数値であり省略しております。(22ページ参照)
- 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
当開示項目は大阪信用金庫(単体)と同じ数値であり省略しております。(21ページ参照)

○ リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位:百万円

告示で定めるリスク・ウエイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2022年度		2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	776,342	—	606,658
10%	—	338,973	—	435,718
20%	105,475	678,492	124,652	634,267
35%	—	56,054	—	40,570
50%	75,404	389	75,378	764
75%	—	244,251	—	235,279
100%	14,139	595,243	11,551	623,396
150%	300	853	—	263
250%	—	6,948	—	5,979
1250%	—	—	—	—
その他	—	8,123	—	11,029
合計	2,900,992		2,805,511	

(注)1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しております。

3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

【リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称】

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)

【エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等】

当金庫では、法人等向けエクスポージャーのリスク・ウエイトの判定についてのみ、左記の適格格付機関又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスクスコアを使用しております。

◎ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当開示項目は大阪信用金庫(単体)と同じ計数であり省略しております。(23ページ参照)

◎ 証券化エクスポージャーに関する事項

当開示項目は大阪信用金庫(単体)と同じ計数であり省略しております。(23ページ参照)

◎ 出資等エクスポージャーに関する事項

当開示項目は大阪信用金庫(単体)と同じ計数であり省略しております。(24ページ参照)

◎ リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

当開示項目は大阪信用金庫(単体)と同じ計数であり省略しております。(24ページ参照)

◎ 金利リスクに関する事項

単位:百万円

項番		Δ E V E		Δ N I I	
		2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
1	上方パラレルシフト	18,120	16,472	1,880	1,578
2	下方パラレルシフト	—	—	4,771	4,573
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	18,120	16,472	4,771	4,573
		2022年度		2023年度	
8	自己資本の額	147,137		153,613	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。